

人材紹介手数料返戻金について

求人者（以下「甲」という）とサードプレイス・ネットワーク株式会社（以下「乙」という）は、有料職業紹介基本契約を締結した際の返戻金を下記の通り、制定しております。

乙が紹介した人材（以下「丙」という）が専ら丙の責めに帰すべき事由のほか、甲の責めに帰すべからざる事由により退職するに至った場合、退職した日が入社後6か月以内である場合に限り、下記の基準に基づき退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

- （１）退職日が入社後7日以内の場合 報酬額×100%
- （２）退職日が入社後1か月以内の場合 報酬額×80%
- （３）退職日が入社後2か月以内の場合 報酬額×60%
- （４）退職日が入社後3か月以内の場合 報酬額×50%
- （５）退職日が入社後4か月以内の場合 報酬額×30%
- （６）退職日が入社後5か月以内の場合 報酬額×20%
- （７）退職日が入社後6か月以内の場合 報酬額×10%

※入社後とは、入社日を含み数えるものとする。

許可番号	13-ユ-310418
事業所名	サードプレイス・ネットワーク株式会社
事業所所在地	東京都中央区八丁堀 4-10-11 ネオ神谷ビル 2 階